

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで  
申立期間の国民年金保険料については、亡くなった母親が納付していたと聞いている。申立期間が未納となっているのは間違いだと思うので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、20歳から60歳までの国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の申立期間の保険料を納付したとする母親、及び父親については、申立期間を含め、昭和36年4月以降60歳まで国民年金保険料を完納している。

さらに、申立人は、申立期間中A学校受験のため3か月ほどB市町村に転居していたと供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間前の昭和45年9月16日に、C市町村において申立人の両親と連番で払い出されているとともに、申立期間の国民年金保険料に係る納付書がC市町村で発行されているものと推認されることから、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料についても、申立人の両親の保険料と一緒に納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から7年3月まで

平成7年7月ごろ、A国民年金基金に加入したいと思ったが、国民年金基金に加入するには、国民年金に加入する必要があると言われたので、妻がB市町村役場の窓口で私に代わって国民年金の加入手続を行った。その時、65歳まで国民年金保険料を払っても加入月数が300月に達しないと言われたため、2年分の保険料をさかのぼって納付することとし、後日、妻がC信用金庫D支店で、私の預金口座から現金を引き出し、保険料を納付した。

申立期間が国民年金保険料の納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間の保険料額は20数万円だったと記憶しているところ、実際に必要となる保険料額は25万9,200円であり、おおむね一致している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が、申立人の預金口座から引き出して納付したと主張しているところ、C信用金庫D支店における申立人名義の預金口座の出入金記録において、平成7年8月23日付けで50万円が出金されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人及びその妻の平成7年度の国民年金保険料(合計28万800円)が平成7年8月28日に収納されていることが確認でき、当該保険料額と申立期間の保険料額(25万9,200円)を合計すると54万円であることを踏まえると、申立人の妻が、7年度の保険料を納付する際に、申立期間の保険料も納付したのと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月8日

私は、A社で勤務しており、平成17年7月の夏期賞与から厚生年金保険料を控除されているが、ねんきん定期便を見たところ、この記録が無いので追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した夏期賞与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出していなかったと回答していることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年4月から同年9月までは22万円、同年10月から4年2月までは26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年3月31日まで  
社会保険庁(当時)の記録によると、私がA社に勤務していた期間のうち、平成3年4月から4年2月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間における標準報酬月額記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から同年9月までの期間は22万円、同年10月から4年2月までの期間は26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年3月31日）の後の同年4月8日付けで、<sup>そきゅう</sup>遡及して8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同じく平成4年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚96人も、申立人と同日の同年4月8日又は同年5月8日付けで標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿から、申立人は同社の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間当時の複数の同僚は、「申立人は不動産物件管理の仕事をしており、社会保険事務には従事していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められ

ず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年4月から同年9月までは22万円、同年10月から4年2月までは26万円に訂正することが必要である。

## 和歌山国民年金 事案 591 (事案 482 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から59年4月までの期間及び昭和60年1月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年6月から59年4月まで  
② 昭和60年1月から平成元年3月まで

前回の「昭和58年1月から59年4月までの期間及び60年1月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、昭和60年1月の結婚後に義母が納付してくれた。」との申立てについて、「認められない。」との通知を受け取った。同通知には納得できないとともに、義母は私が20歳になった昭和57年\*月までさかのぼって国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年2月20日に払い出されており、その時点では、昭和58年1月から59年4月までの期間、及び60年1月から平成元年3月までの期間のうち大半の期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当該払出日以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないこと、ii) 申立人は国民年金への加入手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、申立人に代わって加入手続及び保険料納付を行ったとされる義母からも具体的な供述は得られないこと等から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成21年10月28日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たに「私が20歳の時までさかのぼって義母が国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、現在の保険料と過去の未納分の保険料を合わせて2か月分ずつ納付していた。」と主張しているところ、A市町村保管の国民年金被保険者名簿によると「受付年月」欄に「2. 1. 22」との記載が確認できるとともに、申立人が所持する年金手帳の「被保険者となった日」欄に「受付. 平成2年1月22日」と記載されていることが確

認できることから、申立人の国民年金被保険者資格取得届は平成2年1月22日に受け付けられたものと推認される。

また、オンライン記録及び前出の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る平成元年度の国民年金保険料は、平成3年5月から隔月で2か月分ずつさかのぼって納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は今回の申立てに当たって「義母が保険料を納付していた。」と主張する以外に新たな資料の提出は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 和歌山国民年金 事案 592 (事案 376 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から46年3月まで

私の家は商売をしていたので、事務をしていた姉が家族の国民年金保険料を納付していた。当時一緒に納付していた両親及び姉は未納期間が無く、私の記録が未納となっていることに納得がいかないと、記録の回復を申し立てたが、認められなかった。

しかし、平成21年11月の新聞の記事では、「国民年金について、2年超の空白期間でも同居親族が期間中に保険料を納めているなどを条件に積極的に記録回復を進める。」と書いており、私の場合もこの基準に当てはまるはずなので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の姉は、申立人の国民年金への加入手続及び具体的な納付状況についての記憶が曖昧であり、両親も既に亡くなっているため、申立期間当時の加入手続及び納付の状況は明らかでない、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年2月3日に払い出されており、払出日からすると、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、ほかに、別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない等から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき平成21年4月22日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料として、「国民年金について、2年超の空白期間でも同居親族が期間中に保険料を納めているなどを条件に積極的に記録回復を進める。」とする厚生労働省年金記録回復委員会の記録回復の基準緩和案に関する新聞記事(平成21年11月13日付けA新聞朝刊)を提出

しているが、平成21年12月25日から適用される社会保険事務所（当時）における記録回復基準によると、国民年金の場合、申立期間が最長で2年以内とされており、本申立て（申立期間は6年1か月）は当該基準に該当しない。

また、今回の申立てを踏まえ、前回の調査に加えて、基礎年金番号以外の申立人の国民年金手帳記号番号の払出しの有無について再調査したところ、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は確認できない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から22年6月8日まで

私は、終戦後すぐの昭和21年3月にA尋常高等小学校（現在は、B市町村立C小学校）を卒業し、同年4月にD社所有の「E」に同船船長の紹介で乗船し、22年11月まで勤務した。申立期間について船員保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてD社所有の「E」に乗船し、勤務していたと述べている。

しかしながら、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の「E」における最初の船員保険被保険者資格取得日は、オンライン記録と同日の昭和22年6月8日であることが確認できる上、申立人を紹介したとする同船船長の被保険者資格取得日は申立期間中の21年12月1日と記録されているところ、申立人に係る船員保険の加入手続が当該船長より前に行われたとは考え難い。

また、申立人の記憶する同僚の申立期間における船員保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間におけるD社の事業主及び「E」の船長は既に死亡しており、申立人のことを記憶している当時の同僚からも、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除についての供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 56 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 54 年 10 月から 58 年 9 月 1 日まで A 都道府県 B 市町村に所在する C 社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では申立期間が厚生年金保険に未加入とされている。申立期間においても、同社に勤務し厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、加入の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び当時の経理担当者であった前事業主の妻の供述から、期間は特定できないものの、申立人が、C 社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記の経理担当者は、「当時、厚生年金保険については、本人から加入希望の有無を確認した上で、資格取得届を提出していた。申立人については入社当初、いつ辞めるか分からないから加入しないとの申し出があったので、すぐには厚生年金保険に加入させなかった。しばらくして申立人の希望もあり、社会保険事務所に届け出た。また、申立期間における申立人の厚生年金保険料は控除していない。」と供述している。

また、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において、厚生年金保険の加入記録がある同僚 9 人に照会したところ、回答が得られた 4 人から、入社時期と資格取得日が 1 か月から 10 か月ほど相違しているとの供述が得られ、そのうち 2 人は、「昭和 53 年 4 月ごろの入社当初は、厚生年金保険に加入していなかったが、父親が会社に申し出て 54 年 2 月から加入した。」「入社当初は厚生年金保険に未加入であったが、事務担当者に申し出て、入社してから 2 か月後に加入した。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月 4 日から 63 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 11 月に A 社にパート従業員として入社し、平成元年 1 月 20 日まで継続して正社員並みに勤務していた。同社で一緒に勤務していた姉とは入社時期がほぼ同時期であった。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、厚生年金保険被保険者資格取得日が入社から約 1 年後の昭和 63 年 11 月 1 日となっているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社が保管する申立人に係る昭和 62 年 11 月分から 63 年 11 月分までの給与明細書により、これらの期間において、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人が同時期に A 社に入社したと記憶する申立人の姉は、「当時の詳細な記憶は無く、申立人の厚生年金保険の加入時期及び保険料控除については覚えていない。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 和歌山厚生年金 事案 513 (事案 31 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月1日から同年5月1日まで  
前回の申立てで、記録の訂正の必要はないとの通知を受けた。  
しかし、私は、昭和 35 年 1 月から同年 6 月まで A 社に勤務し、同年 2 月 1 日に同社が B 社に法人化した際にも継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。  
以上のとおり、再度記録の訂正を申し立てる。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立事業所には、申立期間当時の賃金台帳等の関係書類が保存されていないことから、事業主からの厚生年金保険料の控除が確認できないこと、ii) 当時の経理担当者は、A 社から B 社に移行した時のことであり、当時同社に在職していれば厚生年金保険の加入手続が漏れることはなく、新しい健康保険証を渡すときにも漏れの無いことを確認したと証言していること、iii) 社会保険事務所(当時)が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、資格取得日が日付順に記載されており、申立人の厚生年金保険の加入記録に不自然さは見当たらないこと等から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成 20 年 6 月 2 日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出しておらず、「申立事業所が法人化した際にも継続して勤務していた。」と主張するのみである。

また、今回の調査において、新たに連絡先が判明した同僚 4 人に対しアンケート調査を実施したものの、申立人が申立期間において B 社に継続して勤務していたことをうかがわせる回答は得られなかった。

これらの事情及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらず、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 和歌山厚生年金 事案 514 (事案 326 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から58年5月21日まで

私は、A社が設立された昭和53年6月から厚生年金保険に加入した。当時は高度経済成長期で毎年1万円以上の昇給があったにもかかわらず、55年10月から標準報酬月額が引き下げられているのは納得できないとして、第三者委員会に申し立てたところ、認められない旨の通知を受けた。

しかしながら、申立期間当時、給与が下がったことはなく、記録されているような大幅な標準報酬月額の引下げは、明らかに不自然である。再度、同僚に確認した上で、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の元事業主は、「昭和55年ごろ、それまでの給与形態では経営が困難になるので、全従業員の給与を下げた。」旨を供述していること、ii) 同僚二人も、「55年ごろに同社は少し経営状態が悪く、給与が下がったかもしれない。」旨を供述していること、iii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、元事業主及び同僚の供述に沿った記録となっており、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然な点は見られないこと等から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成21年8月26日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人から新たな資料等の提出は無く、「記録されているような大幅な標準報酬月額の引下げは、当時の通常的生活では考えられず、記録は明らかに不自然であるので、同僚の供述をもとに記録の訂正をしてほしい。」と主張するのみである。

また、このほかに、申立人の主張を裏付ける資料及び供述は得られなかった。

これらのことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらず、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。